

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2022年6月29日

**【発行者名】** ブラックロック・グローバル・ファンズ  
(BLACKROCK GLOBAL FUNDS)

**【代表者の役職氏名】** 取締役 ジェフリー・ラドクリフ  
(Geoffrey Radcliffe)

**【本店の所在の場所】** ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-2453、  
ユージン・リュペール通り2-4番  
(2-4, rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg,  
Grand Duchy of Luxembourg)

**【代理人の氏名又は名称】** 弁護士 中野春芽  
同 十枝美紀子

**【代理人の住所又は所在地】** 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

**【事務連絡者氏名】** 弁護士 中野春芽  
同 十枝美紀子

**【連絡場所】** 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

**【電話番号】** 03(6775)1000

**【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】**  
ブラックロック・グローバル・ファンズ -  
ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド  
(BlackRock Global Funds - Next Generation Technology Fund)

**【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】**  
記名式無額面投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号に掲げ  
る投資証券に類するもの）  
クラスA投資証券4,000万口を上限とする。  
(上限見込額<sup>(注1)</sup>：8億360万アメリカ合衆国ドル（約1,030億  
円）)

**【縦覧に供する場所】** 該当事項なし

(注1) 上限見込額は、便宜上、ブラックロック・グローバル・ファンズのネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・  
ファンドのクラスA投資証券の2022年3月末日現在の1口当たり純資産価格（20.09アメリカ合衆国ドル）に4,000万  
口を乗じて算出した金額である。

(注2) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、株式会社三菱UF  
J銀行の2022年5月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝128.21円）による。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

英文目論見書に変更があり2022年6月29日付で投資方針等が変更されますので、2022年2月28日に提出した有価証券届出書（2022年4月8日に提出した有価証券届出書の訂正届出書および2022年5月31日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）の関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

下線の部分は訂正箇所を示します。ただし、全文訂正（更新）の場合には下線を付していません。

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 外国投資法人の概況

##### （2）外国投資法人の目的及び基本的性格

##### b. 外国投資法人の特色

<訂正前>

（前略）

サブ・ファンドの投資証券は、すべて異なる手数料体系を表すクラスA投資証券、クラスA I投資証券、クラスC投資証券、クラスD投資証券、クラスDD投資証券、クラスE投資証券、クラスI投資証券、クラスJ投資証券、クラスS投資証券、クラスS I投資証券、クラスSR投資証券、クラスX投資証券およびクラスZ投資証券に分類される。投資証券は、更に分配型と無分配型に分類される。無分配投資証券は配当金が支払われず、分配投資証券は配当金が支払われる。

（注）2021年12月末日現在において、サブ・ファンドに関し、クラスC投資証券、クラスDD投資証券、クラスJ投資証券およびクラスS I投資証券は発行されていない。

クラスI投資証券、クラスJ投資証券およびクラスX投資証券は、2010年法第174条に規定されている機関投資家に対してのみ販売される。本書の日付現在、機関投資家には以下の者が含まれる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

サブ・ファンドの投資証券は、すべて異なる手数料体系を表すクラスA投資証券、クラスA I投資証券、クラスC投資証券、クラスD投資証券、クラスDD投資証券、クラスE投資証券、クラスI投資証券、クラスJ投資証券、クラスS投資証券、クラスS I投資証券、クラスSR投資証券、クラスX投資証券およびクラスZ投資証券に分類される。投資証券は、更に分配型と無分配型に分類される。無分配投資証券は配当金が支払われず、分配投資証券は配当金が支払われる。

（注1）2021年12月末日現在において、サブ・ファンドに関し、クラスC投資証券、クラスDD投資証券およびクラスJ投資証券は発行されていない。

（注2）サブ・ファンドでは、クラスS I投資証券は利用できない。

クラスI投資証券、クラスJ投資証券およびクラスX投資証券は、2010年法第174条に規定されている機関投資家に対してのみ販売される。本書の日付現在、機関投資家には以下の者が含まれる。

（後略）

## 2 投資方針

### （1）投資方針

<訂正前>

各サブ・ファンドの具体的な投資目的および方針は、サブ・ファンドの設定時に取締役会により決定される。各サブ・ファンドの投資は、ファンドの英文目論見書に詳細が記載されている、許可される投資に従って行われる。

サブ・ファンドは、ヘッジ目的またはリスク管理目的のみならず総収益を増加するためにも金融派生商品および一定の為替戦略等の投資運用技法を利用することができる。サブ・ファンドは、それぞれの投資目的および方針に従い、投資目的または効率的なポートフォリオ運用のためにデリバティブを利用することができる。

デリバティブ投資には、個別契約ならびにその他の固定金利、株式およびクレジット・デリバティブによる先物、オプション、差金決済取引、金融商品の先渡契約および当該契約にかかるオプション、モーゲージTBAおよびスワップ契約（クレジット・デフォルト・スワップおよびトータル・リターン・スワップを含む。）が含まれる。別紙3には、各サブ・ファンドについて、トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引に服する可能性がある純資産価額の割合の最大値と予想値が記載されている。予想値は上限ではなく、実際の割合は、様々な要因（市況を含むが、これらに限定されない。）に依拠して、徐々に変化することがある。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資目的の充足を促進するため、および／または効率的なポートフォリオ運用の一環として、証券金融取引を用いることがある。

一部のサブ・ファンドは、投資信託の受益証券およびその他の譲渡性のある証券にも投資することができる。投資目的および方針において、「譲渡性のある証券」についてのすべての言及には、「短期金融商品ならびに固定利付および変動利付証書」が含まれる。ただし、疑義を避けるために述べると、後者への言及は前者を包含しない。

（中略）

更に、ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンドには、以下の定義、投資ルールおよび投資制限が適用される。

（中略）

- ・ サブ・ファンドが投資を行っている国の政府が発行および／または保証する債務証券が、本書の日付以降に非投資適格に格下げされた場合、関連するサブ・ファンドは、その投資目的および方針に従い、その純資産価額の10%超を当該有価証券に投資することができる（該当する場合に限る。）。
- ・ 「総資産」には、付随的な流動資産は含まれない。
- ・ 投資方針において、特定の種類または範囲の投資対象に対して一定の投資を行うことが要件とされていても、市場が正常な状態にない場合にはかかる要件は適用されず、また、投資証券の発行、乗換えまたは買戻しが行われる際は流動性リスクや市場リスクをヘッジするための特別の事情による影響を受けることがある。サブ・ファンドの投資目的の達成を目指して、サブ・ファンドの市場リスクに対するエクスポージャーを軽減する目的でサブ・ファンドが通常投資を行っているものとは別の譲渡性のある証券に対して投資が行われることがある。

（中略）

#### ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド

用いられるリスク管理方法：コミットメント・アプローチ

ベンチマークの使用：サブ・ファンドはアクティブに運用されている。投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資対象を選択する裁量を有しており、このプロセスにおいていかなるベンチマークによっても制約されない。投資者は、サブ・ファンドのパフォーマンスを比較するためにMSCIオール・カンTRIES・ワールド・インデックスを使用すべきである。

各サブ・ファンドの具体的な投資目的および方針は、サブ・ファンドの設定時に取締役会により決定される。各サブ・ファンドの投資は、ファンドの英文目論見書に詳細が記載されている、許可される投資に従って行われる。

投資運用会社の裁量により、サブ・ファンドは、ヘッジ目的またはリスク管理目的のみならず総収益を増加するためにも金融派生商品および一定の為替戦略等の投資運用技法を利用することができる。サブ・ファンドは、それぞれの投資目的および方針に従い、投資目的または効率的なポートフォリオ運用のためにデリバティブを利用することができる。

デリバティブ投資には、個別契約ならびにその他の固定金利、株式およびクレジット・デリバティブによる先物、オプション、差金決済取引、金融商品の先渡契約および当該契約にかかるオプション、モーゲージTBAおよびスワップ契約（クレジット・デフォルト・スワップおよびトータル・リターン・スワップを含む。）が含まれる。別紙3には、各サブ・ファンドについて、トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引に服する可能性がある純資産価額の割合の最大値と予想値が記載されている。予想値は上限ではなく、実際の割合は、様々な要因（市況を含むが、これらに限定されない。）に依拠して、徐々に変化することがある。

投資運用会社の裁量により、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資目的の充足を促進するため、および／または効率的なポートフォリオ運用の一環として、証券金融取引を用いる。

一部のサブ・ファンドは、投資信託の受益証券およびその他の譲渡性のある証券にも投資することができる。投資目的および方針において、「譲渡性のある証券」についてのすべての言及には、「短期金融商品ならびに固定利付および変動利付証書」が含まれる。ただし、疑義を避けるために述べると、後者への言及は前者を包含しない。

（中略）

更に、ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンドには、以下の定義、投資ルールおよび投資制限が適用される。

（中略）

- ・ サブ・ファンドが投資を行っている国の政府が発行および／または保証する債務証券が、本書の日付以降に非投資適格に格下げされた場合、関連するサブ・ファンドは、その投資目的および方針に従い、その純資産価額の10%超を当該有価証券に投資することができる（該当する場合に限る。）。
- ・ 投資方針において、特定の種類または範囲の投資対象に対して一定の投資を行うことが要件とされていても、市場が正常な状態にない場合にはかかる要件は適用されず、また、投資証券の発行、乗換えまたは買戻しが行われる際は流動性リスクや市場リスクをヘッジするための特別の事情による影響を受けることがある。サブ・ファンドの投資目的の達成を目指して、サブ・ファンドの市場リスクに対するエクスポージャーを軽減する目的でサブ・ファンドが通常投資を行っているものとは別の譲渡性のある証券に対して投資が行われることがある。

（中略）

#### ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド

用いられるリスク管理方法：コミットメント・アプローチ

ベンチマークの使用：サブ・ファンドはアクティブに運用されている。投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資対象を選択する裁量を有しており、このプロセスにおいていかなるベンチマークによっても制約されない。投資者は、サブ・ファンドのパフォーマンスを比較するためにMSCIオール・カンTRIES・ワールド・インデックスを使用すべきである。詳細については、指数提供業者のウェブサイト（[www.msci.com/acwi](http://www.msci.com/acwi)）を参照されたい。

### （３）管理報酬等

#### ④ 有価証券貸付手数料

##### <訂正前>

有価証券貸付代行会社であるブラックロック・アドバイザーズ（ＵＫ）リミテッドは、その業務活動に関連して、報酬を受領する。かかる報酬は、当該業務活動から得る純収入の37.5%を超えないものとし、ブラックロックの投資証券から生じるすべての運営コストを含む。

##### <訂正後>

有価証券貸付代行会社であるブラックロック・アドバイザーズ（ＵＫ）リミテッドは、その業務活動に関連して、報酬を受領する。かかる報酬は、証券貸付業務から得る総収入の37.5%、ならびにブラックロックの持分から生じるすべての直接および間接費用とする。関連するサブ・ファンドは、証券貸付活動による総収入の62.5%を受領する。有価証券貸付代行会社は運用会社の関係会社である。

### 第三部 外国投資法人の詳細情報

#### 第3 管理及び運営

##### 2 利害関係人との取引制限

##### （3）投資顧問会社の利益相反

<訂正前>

（前略）

##### 関係当事者商品への投資

（中略）

ファンドは、ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッドを証券貸付代理人に任命しており、当該証券貸付代理人は、証券貸付代行業務の提供を他のブラックロック・グループ内の会社に再委託することができる。ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッドは、高格付の専門家金融機関（以下「取引相手方」という。）と貸株を取り決める裁量を有する。かかる取引相手方には、ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッドの提携会社も含まれ得る。担保は、毎日市場価値で値洗いされ、貸株は、要求に応じて払戻可能である。ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッドは、ファンドの費用負担により、上記の業務活動に関して報酬を受領する。かかる報酬は、当該業務活動から得る純収入の37.5%を超えないものとする。

##### 投資配分および優先順位

（後略）

<訂正後>

（前略）

##### 関係当事者商品への投資

（中略）

ファンドは、ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッドを有価証券貸付代行会社に任命しており、当該有価証券貸付代行会社は、証券貸付代行業務の提供を他のブラックロック・グループ内の会社に再委託することができる。ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッドは、高格付の専門家金融機関（以下「取引相手方」という。）と貸株を取り決める裁量を有する。かかる取引相手方には、ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッドの提携会社も含まれ得る。担保は、毎日市場価値で値洗いされ、貸株は、要求に応じて払戻可能である。ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッドは、ファンドの費用負担により、上記の業務活動に関して報酬を受領する。かかる報酬は、当該業務活動から得る総収入の37.5%である。

##### 投資配分および優先順位

（後略）

## 第四部 特別情報

### 第3 その他

#### 交付目論見書の概要

<訂正前>

(前略)

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 報 酬 | <p>① 運用報酬：純資産価額の年率1.50%</p> <p>運用会社は、上記報酬から投資顧問会社の報酬、日本における販売会社および代行協会の報酬を含む一定の費用を支払います。</p> <p>② 保管報酬：純資産価額の年率0.0024%から0.45%の年間保管報酬および一取引につき5.5米ドルから124米ドルの取引報酬</p> <p>③ 有価証券貸付手数料：有価証券貸付代行会社であるブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッドは、その業務活動に関連して、報酬を受領します。<u>かかる報酬は、当該業務活動から得る純収入の37.5%を超えないものとし、ブラックロックの投資証券から生じるすべての運営コストを含みます。</u></p> <p>④ 年間サービス報酬：純資産価額の年率0.25%</p> <p>年間サービス報酬水準は、運用会社との間の合意に従い、ファンドの取締役会の裁量により変更することができます。</p> <p>保管報酬および有価証券貸付手数料については、随時変更されるため定められた料率を開示することができず、計算方法または上限額等も表示することができません。</p> |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(後略)

<訂正後>

(前略)

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 報 酬 | <p>① 運用報酬：純資産価額の年率1.50%</p> <p>運用会社は、上記報酬から投資顧問会社の報酬、日本における販売会社および代行協会の報酬を含む一定の費用を支払います。</p> <p>② 保管報酬：純資産価額の年率0.0024%から0.45%の年間保管報酬および一取引につき5.5米ドルから124米ドルの取引報酬</p> <p>③ 有価証券貸付手数料：有価証券貸付代行会社であるブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッドは、その業務活動に関連して、報酬を受領します。<u>かかる報酬は、証券貸付業務から得る総収入の37.5%、ならびにブラックロックの持分から生じるすべての直接および間接費用とします。</u></p> <p>④ 年間サービス報酬：純資産価額の年率0.25%</p> <p>年間サービス報酬水準は、運用会社との間の合意に従い、ファンドの取締役会の裁量により変更することができます。</p> <p>保管報酬および有価証券貸付手数料については、随時変更されるため定められた料率を開示することができず、計算方法または上限額等も表示することができません。</p> |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(後略)

## 別紙 1

## 定 義

## &lt;訂正前&gt;

## (前略)

## 「C I B Mファンド」

アジアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド、アジアン・マルチアセット・インカム・ファンド、アジアン・タイガー・ボンド・ファンド、ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド、エマージング・マーケット・インパクト・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、E S Gアジアン・ボンド・ファンド、E S Gチャイナ・オンショア・ボンド・ファンド、E S Gグローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、E S Gフィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、E S Gマルチアセット・ファンド、フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド、グローバル・アロケーション・ファンド、E S Gグローバル・ボンド・インカム・ファンド、E S Gグローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、U Sドル・ボンド・ファンド、U Sドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド、グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド、グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド、E S Gエマージング・マーケット・ブレンデッド・ボンド・ファンド、E S Gエマージング・マーケット・ボンド・ファンド、E S Gエマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド、E S Gエマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンドおよびワールド・ボンド・ファンドをいう。

## (中略)

## 「R Q F I Iアクセス・ファンド」

アジアン・ドラゴン・ファンド、アジアン・グロース・リーダーズ・ファンド、アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、アジアン・タイガー・ボンド・ファンド、アジアン・マルチアセット・インカム・ファンド、チャイナ・インパクト・ファンド、チャイナ・ファンド、E S Gチャイナ・オンショア・ボンド・ファンド、システムチック・チャイナ・A株式・オポチュニティーズ・ファンド、チャイナ・フレキシブル・エクイティ・ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、E S Gアジアン・ボンド・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンドおよびマルチ・テーマ・エクイティ・ファンドをいう。

## (後略)



## &lt;訂正後&gt;

## (前略)

## 「C I B Mファンド」

アジアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド、アジアン・マルチアセット・インカム・ファンド、アジアン・タイガー・ボンド・ファンド、チャイナ・オンショア・ボンド・ファンド、ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド、エマージング・マーケット・インパクト・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、E S Gアジアン・ボンド・ファンド、E S Gグローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、E S Gフィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、E S Gマルチアセット・ファンド、フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド、グローバル・アロケーション・ファンド、E S Gグローバル・ボンド・インカム・ファンド、E S Gグローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、U Sドル・ボンド・ファンド、U Sドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド、グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド、グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド、E S Gエマージング・マーケット・ブレンデッド・ボンド・ファンド、E S Gエマージング・マーケット・ボンド・ファンド、E S Gエマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド、E S Gエマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンドおよびワールド・ボンド・ファンドをいう。

## (中略)

## 「R Q F I Iアクセス・ファンド」

アジアン・ドラゴン・ファンド、アジアン・グロース・リーダーズ・ファンド、アジアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド、アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、アジアン・タイガー・ボンド・ファンド、アジアン・マルチアセット・インカム・ファンド、チャイナ・インパクト・ファンド、チャイナ・ファンド、チャイナ・オンショア・ボンド・ファンド、システムチック・チャイナ・A株式・オポチュニティーズ・ファンド、チャイナ・フレキシブル・エクイティ・ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、E S Gアジアン・ボンド・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンドおよびマルチ・テーマ・エクイティ・ファンドをいう。

## (後略)

## 別紙 3

### 証券金融取引に関する情報開示書

「別紙 3 証券金融取引に関する情報開示書」は、以下の内容に更新されます。

#### 総論

サブ・ファンドの投資目的の達成を促進するため、および／または効率的なポートフォリオ運用の一環として、サブ・ファンドは、投資運用会社の裁量により、証券貸付、レポ取引、トータル・リターン・スワップ（TRS）および差金決済取引（CFD）を含む証券金融取引（SFT）を利用する（それぞれの投資目的および方針に従う。）。

トータル・リターン・スワップにおいては、特定の参照資産、インデックス、資産バスケットのトータル・リターン（利札にキャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスを加味したもの）を受け取る権利と、固定金利または変動金利の支払を行う権利とを交換する。該当する場合には、サブ・ファンドは、スワップに基づく支払の支払人または受取人として、スワップを締結する。

差金決済取引はスワップに類似した取引であり、一部のサブ・ファンドによって利用される。差金決済取引とは、売主が証券の現在価値と契約締結時の価格の差額を買主に支払うことを定めた、買主と売主間の契約である。差額がマイナスであることが判明した場合には、買主が売主に支払を行う。

SFTの定義は、以下のとおりである。

- a) レポ取引（取引相手方が証券、商品、または証券もしくは商品の所有権に関して保証される権利（当該保証が当該証券または商品に対する権利を有する公認の証券取引所により行われている場合）を譲渡する契約に準拠する取引を意味する。かかる契約は、取引相手方が、特定の証券もしくは商品または同種同量の代用証券もしくは商品を、譲渡人により指定されたもしくは将来的に指定される所定の期日に所定の価格で買い戻す特約付きで、複数の取引相手方に一度に特定の証券または商品を譲渡することまたは担保として差し入れることを認めるものではなく、証券または商品を売却する取引相手方についてはレポ契約、これらを買戻す取引相手方についてはリバース・レポ契約とする。）
- b) 証券貸付および証券借入れ（取引相手方が証券または証券の所有権に関して保証される権利（当該保証が当該証券に対する権利を有する公認の証券取引所により行われている場合）を譲渡する契約に準拠する取引を意味する。かかる契約は、取引相手方が、特定の証券または同種同量の代用証券を、譲渡人により指定されたもしくは将来的に指定される所定の期日に所定の価格で買い戻す特約付きで、複数の取引相手方に一度に特定の証券を譲渡することまたは担保として差し入れることを認めるものではなく、証券を売却する取引相手方についてはレポ契約、これらを買戻す取引相手方についてはリバース・レポ契約とする。）
- c) 買い売戻し取引または売り買戻し取引（取引相手方が証券、商品または証券もしくは商品の所有権に関して保証される権利を、同種同量の証券、商品またはかかる保証される権利を、将来の期日に所定の価格で売り戻すまたは買い戻すことにそれぞれ合意して購入または売却する取引を意味する。かかる取引は、証券、商品または保証される権利を買戻す取引相手方については買い売戻し取引とし、これらを売却する取引相手方については売り買戻し取引とする。当該買い売戻し取引または売り買戻し取引は、レポ契約またはリバース・レポ契約に支配されない取引とする。）

d) マージン・レンディング取引（証券の購入、売却、保有またはトレーディングに関連して取引相手方が信用供与を行う取引を意味する。証券担保によってカバーされたその他の貸付はマージン・レンディング取引には含まれない。）

以下の段落で指定される場合を除き、サブ・ファンドは、現在、前記第 a 項、第 c 項および第 d 項に記載される SFT を利用していない。

ユーロ・リザーブ・ファンドおよび U S ドル・リザーブ・ファンドは、投資運用会社の裁量により、流動性管理目的および許容された投資目的の両方のために適格なリバース・レポ契約に投資する。MMF R 第15条に従い、リバース・レポ契約の一貫として受領した資産は、一発行者に対する最大エクスポージャーを MMF の純資産価額の15%として、効率的に分散投資されるものとする。ただし、当該資産が MMF R 第17条第7項の要件を満たすマネー・マーケット商品の形をとる場合を除く。

ユーロ・リザーブ・ファンドおよび U S ドル・リザーブ・ファンドを除くすべてのサブ・ファンドは、以下に詳述されるとおり、市況の状況により証券貸付を用いる。

サブ・ファンドは、追加リターンを得る目的で証券貸付市場を利用する。当該サブ・ファンドは証券貸付に請求する比率をもって追加所得生成を追求する。

一サブ・ファンドの証券貸付オン・ローン比率は、様々な有価証券、セクターまたは資産クラスに対する借入需要の変動によって、時期により異なり得る。時間の経過に伴い市場力学は変化することから、事前に正確に予測できない需要が生じ、また、サブ・ファンドと証券貸付取引を行う市場の参加者の需要を予測し、これに肯定的に應えるため、下表に記載の許容される最大値に関して最大限の柔軟性が必要となる。かかる最大値は、地域の税規制に従い当該サブ・ファンドにより貸付可能な割合として、時により市場が必要とする原資産の借入需要についてのブラックロックの分析に基づき設定されている。ある種類の有価証券に対する借入需要があるが、サブ・ファンドにおいて貸し付けることのできる当該種類の有価証券を十分に保有していない場合、その需要は、同じ投資ユニバースを持つ別のサブ・ファンドにより充足される。したがって、類似するファンドにおける利用率の相違は、その規模に応じて、幅広いファンドにまたがり観察される。ほとんどの場合許容される最大値に達することは想定されていないが、投資運用会社は、最大値を過度に低く設定することより投資者が追加収益から利益を得ることを妨げたくないと考えている。下表に記載される純資産価額の予想値は、過去のデータに基づくものであり、将来に起こるであろう証券貸付の予想範囲を示す。ただし、過去の実績は将来の運用成績を保証するものではなく、過去の実績のみを、商品または戦略を選ぶ際に考慮する唯一の要素とすべきではない。あるサブ・ファンドの証券貸付の対象となる純資産価額の予想値は、市場需要が変動することから、特定の数値ではなく幅を持った数値となることがある。市場の需要は、正確な予測が不可能であり、不変のものではなく、かつ、以下のとおり市況に大きく影響されるとされている。

## 市況

借入需要は時間の経過と共に変動するものであり、かつ、正確に予測することが不可能な市場要因に大きな影響を受けることに注意すべきである。したがって、市場における借入需要の変動により、将来の貸付高が下表の純資産価額の割合の予想値の範囲を超えて落ち込む場合がある。疑義を避けるために述べると、証券貸付の対象となるサブ・ファンドの純資産価額の割合の最大値は、厳格な上限である。

需要は、主に、その顧客（他の金融機関またはヘッジ・ファンドを含む。）に代わって行為する大手銀行およびブローカー・ディーラー（以下、総称して「市場参加者」という。）によって主導される。

証券貸付は、投資者に以下のような多くの利益をもたらす。

- a) 追加収益
- b) 市場における流動性の拡大（取引コストの削減をもたらす。）
- c) 価格のボラティリティを減少させる効率的な価格形成メカニズムの提供

市場参加者および最終顧客は、証券を借り入れる必要があることもあり、そのため以下のような様々な理由によりサブ・ファンドと証券貸付契約を締結することがある（ただし、これらに限定されない。）。

- a) アクティブ・ポジションを取る、または空売りに対して市場リスクをヘッジするため
- b) 担保管理のため
- c) 短期資金調達のために借入証券を利用するため
- d) それなくしては成立しない、有価証券の引渡しを要する金融契約の決済を進めるため
- e) マーケットメイクのため

時間の経過による上記 a ないし e が変化することによって、借入需要が高まることも低下することもあり、そのためサブ・ファンドの証券貸付に対するエクスポージャーが増減することがある。上記 a ないし e の必要性の変化は、相互に累積することもあれば独立して生じることもある。

S F T、トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引の対象となることがある資産の種類には、持株証券、固定利付証券、集団投資スキーム、マネー・マーケット商品および現金が含まれる。かかる資産の利用は、サブ・ファンドの投資目的および投資方針に服する。

## 取引相手方の選定および精査

### レボ取引

投資顧問会社は、フルサービスおよび執行限定のブローカーおよび取引相手方の幅広いリストから選定する。すべての潜在的および既存の取引相手方は、ブラックロックの独立したリスクおよび定量分析部門（R Q A）の配下にある、カウンターパーティー・リスク・グループ（以下「C R G」という。）の承認を要する。

新規取引相手方が承認を受けるためには、これを必要とするポートフォリオ・マネジャーまたはトレーダーが、C R G に対して依頼書を提出する必要がある。C R G は、提案された取引相手方の信用価値を評価するために、提案された証券取引の種類とその決済および交付方法と併せて、関連する情報を精査する。これらの取引の相手方は、E U 法が規定するものと同等であると C S S F が考える健全性監督規則に従わなければならない。取引相手方は、E E A 域内または G 10 の参加国を主たる所在地とする法人格を有する事業体とし、かつ最低でも投資適格信用格付を有する者とする。取引相手方は、規制当局の継続的な監督の対象となる。取引相手方が、これらの基準のいずれかを満たさない場合、E U 法と同等であることが示されなければならない。承認された取引相手方のリストは C R G が管理しており、継続的に精査されている。

取引相手方の精査において、信用調査グループは、各レボ取引の相手方または各証券発行者の財務上の義務を履行する能力を評価することを要する。その過程において、信用調査グループは、原則として、以下の要素を適切な範囲で検討する。すなわち（１）財務状態（キャッシュ・フロー、収益、費用、収益可能性、短期債務および元利金返済範囲の総額、ならびにレバレッジ（財務レバレッジおよび業務レバレッジを含む。）に関する傾向分析が含まれる最近の財務諸表の精査を含む。）、（２）流動性の調達先（銀行と信託および代替的な流動性調達先の検討を含む。）、（３）将来的な市場全体に関する事由および発行者または保証人の個別事由に対応する能力（非常に不利な状況下で債務を返済する能力を含む（ひいては、特に変動する金利環境におけるイールド・カーブまたはイールド・スプレッドの変更を含む多様なシナリオのリスク分析が含まれる。）、ならびに（４）業界における発行者または保証人の競争力の強さ（該当する場合には、収入源の多様化に関する総合的な調査を含む。）である。

取引相手方は、市場データ供給業者による監査済財務諸表および中間財務諸表の受領を通じて、アラート・ポートフォリオを介した継続的な監督を受け、該当する場合には、ブラックロックの内部調査プロセスの一環としてこれを行う。正式な評価更新は周期的に行われる。

投資顧問会社は、質の高い執行（すなわち、トレーディング）を提供する能力（代理人または本人のいずれかを問わない。）、特定の市場部門における執行能力、ならびに業務の質および効率に基づいてブローカーを選定する。ブラックロックは、これらのブローカーが規制上の報告義務を果たすことを期待している。

取引相手方がC R Gの承認を受けた後、取引時点の該当するディーラーにより、該当する執行要因の相対的な重要度に基づいて、個々の取引におけるブローカーの選定が行われる。候補リストの中には、一部の取引について、対抗的競争入札を行う方が適しているブローカーもいる。

投資顧問会社は、取引コストを予想し、手法の選択、流動化時点間の区分、タイミングおよびブローカーの選定を含む取引戦略の設定を導くために、取引前分析を行う。また、投資顧問会社は、取引結果を継続的に監視する。

ブローカーの選定は、多くの要因（以下の要因を含むが、これらに限定されない。）に基づいて行われる。

- ・執行能力および執行行為の質
- ・流動性／資本の提供能力
- ・価格および値付けの速度
- ・業務の質および効率性
- ・規制上の報告義務の遵守

2015年証券金融取引規制（2015／2365）（以下「S F T R」という。）には、取引相手方の選定および担保の適格性、保管および再利用に関する要件が含まれている。これらの要件は、前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 （4）投資制限」に記載されている。

## 証券貸付

有価証券貸付代行会社は、C R Gの承認を受けた取引相手方への貸付を許可されている。承認された取引相手方のリストはC R Gが保管しており、継続的に精査されている。これらの取引の相手方は、E U法が規定するものと同等であるとC S S Fが考える健全性監督規則に従わなければならない。取引相手方は、E E A域内またはG10の参加国を主たる所在地とする法人格を有する事業体とし、かつ最低でも投資適格信用格付を有する者とする。取引相手方は、規制当局の継続的な監督の対象となる。取引相手方が、これらの基準のいずれかを満たさない場合、E U法と同等であることが示されなければならない。承認された取引相手方のリストはC R Gが管理しており、継続的に精査されている。取引相手方の精査に際しては、提案される取引業務の性質および構造と同時に、特定の法人の基本的な信用価値（所有構造、経済力、規制監督）および営業上の信用を斟酌する。取引相手方は、市場データ供給業者による監査済財務諸表および中間財務諸表の受領を通じて、アラート・ポートフォリオを介した継続的な監督を受け、該当する場合には、ブラックロックの内部調査プロセスの一環としてこれを行う。正式な評価更新は周期的に行われる。

証券貸付は、売買注文の執行を伴わず、ブローカーが提出したローン要求の配分を伴うものであるため、ブラックロックは、承認されたブローカーであること、提案された取引価額が許容された貸付総額を超えないこと、およびその他の実行上の考慮要素が充足されていることを条件として、要求された取引に同意し決済を行う。

## S F Tが生み出すリターン

レポ取引、トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引の利用により生み出されるすべてのリターンは、該当するサブ・ファンドに支払われる。

証券貸付取引についてのみ、有価証券貸付代行会社であるブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッドが、その業務活動に関連して、報酬を受領する。かかる報酬は、証券貸付業務から得る総収入の37.5%、ならびにブラックロックの持分から生じるすべての直接および間接費用とする。関連するサブ・ファンドは、証券貸付活動による総収入の62.5%を受領する。有価証券貸付代行会社は運用会社の関係会社である。

## S F Tの対象となるサブ・ファンドの資産の割合

以下の表には、投資運用会社の裁量により設定された、S F T Rに規定されている証券金融取引の対象となり得るサブ・ファンドの純資産価額の最大値とその予想値を記載している。投資者は、サブ・ファンドが証券貸付の最大値を制限することによって、需要が当該最大値を超えた場合に、証券貸付によるサブ・ファンドの潜在的な収益が減少することがあることに留意する必要がある。予想値は上限ではなく、実際の割合は、様々な要因（市況を含むが、これに限定されない。）により、時間の経過と共に変化することがある。最大値は上限を意味する。

| サブ・ファンド名                      | TRSおよびCFD<br>(総額 <sup>*</sup> ) | 証券貸付 <sup>**</sup>                          | レボ取引                    |
|-------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------------|-------------------------|
|                               | 純資産価額の割合の<br>最大値／予想値（％）         | 純資産価額の割合の<br>最大値 <sup>***</sup> ／予想値<br>（％） | 純資産価額の割合の<br>最大値／予想値（％） |
| ネクスト・ジェネレーション・<br>テクノロジー・ファンド | 40／0                            | 49／上限19                                     | 0／0                     |

\* 上記の合計の範囲内で、CFDおよびTRSに対するサブ・ファンドのエクスポージャーは変化する。CFDおよびTRSに対するエクスポージャーに関する詳細情報は、ファンドの登記上の事務所にて取得可能である。

\*\* 証券貸付の対象となり得るサブ・ファンドの純資産価額の割合の最大値は、上記の表に示されている。証券の借入需要は、一定の時期に実際にサブ・ファンドから貸し付けられる金額の重大な決定要素である。借入需要は、時間の経過と共に変動するものであり、かつ、正確に予測することが不可能な市場要因に大きく左右される。市場における借入需要の変動により、将来の貸付高が上表の純資産価額の割合の予想値の範囲を超えて落ち込む場合がある。疑義を避けるために述べると、証券貸付の対象となるサブ・ファンドの純資産価額の割合の最大値は、厳格な上限である。

\*\*\* 投資運用会社は、最大値を厳格な上限とする意向である。当該最大値は過去の実績に基づくものであり、過去の実績は将来の結果を保証するものではない。この点において、本別紙の「市況」の項に記載される条件の上昇傾向が急激かつ予測不可能に変動した場合、一時的に当該最大値を超過することがある。